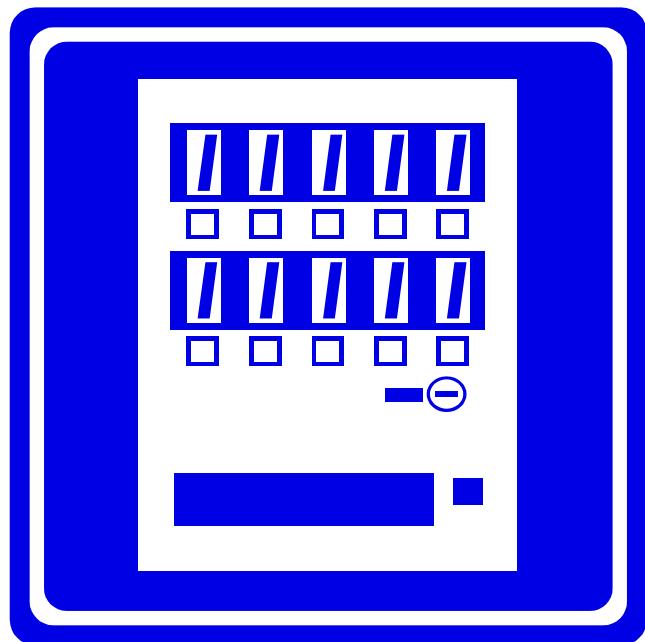


和光市自動販売機設置事業者 募集要領



令和8年1月

和光市企画部資産戦略課

設置事業者決定までのスケジュール

I 公募要領配布

令和8年1月5日（月）から 令和8年1月23日（金）

和光市ホームページに掲載するほか、市役所3階資産戦略課窓口にて配布します。

II 質問受付（メール受付のみ）

令和8年1月14日（水）17時まで 電子メールにて提出

受付した質問のうち、各設置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和8年1月16日（金）までに和光市ホームページに掲載します。

提出先（電子メール）：b0100@city.wako.lg.jp

III 参加申込みの提出

令和8年1月5日（月）から 令和8年1月23日（金）まで ※必着

提出方法は、特定記録郵便又は書留郵便による送付に限ります。（持参による提出及び信書の送達が認められていない手段（宅配便等）による提出はいずれも無効です。）

提出先：〒351-0192 和光市広沢1番5号

和光市役所3階 企画部資産戦略課 維持管理担当宛

電話：048-424-9083

IV 提案書の開封

令和8年1月28日（水）午後2時から（予定）

場所：和光市役所 5階 502会議室

※立会いを希望する場合（原則1名）は、立会申請書を令和8年1月27日（火）15時までにE-mailで提出し、資産戦略課 維持管理担当までお電話ください。

V 業者の決定

令和8年1月30日（金）（予定）

応募書類の審査により資格を有すると認められた応募者には、その旨を令和8年1月30日（金）までにE-mail及び書面にて通知します。

VI 契約書又は協定書締結

令和8年2月20日（金）まで

上記の期限までに和光市と賃貸借契約又は協定書を締結してください。

VII 自動販売機設置

令和8年4月1日（水）から設置可能です。

現地調査を実施し、自動販売機の設置を行ってください。前設置事業者との調整期間を1～2週間程度見込みます。なお、自動販売機の設置の有無にかかわらず賃貸借料・占用料・自動販売機設置管理料は、4月1日から発生することになりますので、ご注意ください。

目 次

1	目的	4
2	募集事項等	4
3	応募資格要件	5
4	質問及び回答	5
5	応募手続き	7
6	応募参加の辞退について	9
7	設置予定事業者の決定方法等	9
8	無効な応募等	10
9	契約及び協定の締結、及び設置施設 の管理許可に係る事項	11
10	設置予定事業者の決定取消し等	11
11	その他	11
12	問い合わせ先	12
	別紙 封筒貼付用紙	13

添 付 資 料

1 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

資料1 「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」

2 設置場所配置図

3 契約書（案）

※物件が土地の場合は、「自動販売機設置契約書」、
建物の場合は「市有財産賃貸借契約書」となります。

4 協定書（案）

5 各種様式

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 価格提案書（様式第2号A, B, C, D 様式第2号別紙）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 質問書（様式第4号）
- (5) 委任状兼使用印鑑届（様式第5号）
- (6) 応募参加辞退届（様式第6号）

自動販売機設置事業者募集要領

和光市では、市庁舎等に飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集しますので、参加をされる方は、本募集要領及び仕様書の内容を十分に確認のうえ応募してください。

1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高めることを目的とします。

2 募集事項等

資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」のとおり、物件を4グループ（A～D）に分けて募集します。

(1) 施設使用形態

ア グループA（物件番号A-1～8）、グループB（物件番号B-1～9）、
グループC（物件番号C-1～7）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、和光市が行政財産である土地もしくは建物の一部を設置事業者に賃貸するものです。

イ グループD（物件番号D-1～4）

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び和光市公園条例（昭和44年条例第16号）第8条の規定に基づき市立公園内に公園施設の設置を許可するものです。

(2) 貸付又は設置許可場所及び面積（設置台数）

「設置場所図面」及び資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」によります。

(3) 貸付期間及び設置許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、市庁舎議会棟（物件番号A-2）、市庁舎議会棟（物件番号C-1）、及び勤労青少年ホーム（物件番号B-5）の貸付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

（注意事項）

※ 期間満了等の理由で撤去を行う場合、土日等で施設が休館日等であれば、事前に自動販売機を撤去していただくことがあります。

※ 期間内であっても、施設の工事等により自販機を撤去していただく場合があります。

す。

(4) 機器仕様及び条件等

「自動販売機設置場所等に係る仕様書」によります。

(5) 応募単位

応募はグループ単位で行うものとします。グループ内のすべての物件に自動販売機を設置できることを条件とし、資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の物件番号ごとに定める最低貸付料等を下回らない価格を提案するものとします。

3 応募資格要件

次の要件の全てを満たす法人、団体又は個人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人には埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人及び法人格を持たない団体には市内で事業を営んでいること。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (4) 本市が行う募集に係る物件の種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去2か年の中に締結し、すべて誠実に履行していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。また、暴力団関係業者を利用してないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (7) 6 応募手続き (3) 提出書類の「添付する納税証明書等一覧」に規定する税目を滞納していないこと。
- (8) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- (9) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により、和光市競争入札参加資格を抹消された者については、抹消された日より2年を経過している者であること。

4 質問及び回答

自動販売機設置事業者募集要領等に対する質問方法は、下記により行ってください。

(1) 質問の方法

ア 質問期間 令和8年1月 5日（月）から
令和8年1月14日（水）午後5時まで

イ 提出書式 質問書（様式第4号）によるものとします。

ウ 提出方法 電子メールとし、件名を次のとおりにして下さい。
件名：「(〇〇〇〇※応募者名) 自動販売機設置に関する質問」

エ 提出先 和光市 企画部資産戦略課 維持管理担当
E-mail : b0100@city.wako.lg.jp

(2) 質問への回答

質問に関する回答は、令和8年1月16日（金）までに応募者名を伏せて市ホームページに掲載します。再質問は認められません。

5 応募手続き

応募を希望する方は、(4)の書類を提出してください。なお、現場説明会は開催しません。書類提出前に応募者ご自身で現地状況等をご確認のうえ、応募してください。

(1) 提出期間

令和8年1月5日（水）から 令和8年1月23日（金）まで ※必着

(2) 提出方法

必要書類を取りまとめのうえ、特定記録郵便又は書留郵便により送付してください。
※持参による提出及び信書の送達が認められていない手段（宅配便等）による提出は、
いずれも無効とします。

(3) 提出先

〒351-0192 和光市広沢1番5号
和光市役所 企画部資産戦略課 維持管理担当
電話：048-424-9083

(4) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	価格提案書（様式第2号、様式第2号別紙） <u>グループ別に作成</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	誓約書（様式第3号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	<input type="radio"/>	
⑤	納税証明書等（写し可） 次頁「添付する納税証明書等一覧」参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	身分証明書（写し可）		<input type="radio"/>
⑦	確定申告書（写し可）		<input type="radio"/>
⑧	印鑑証明書（写し可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨	設置する自動販売機のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩	委任状兼使用印鑑届（代理人を置く場合のみ）（様式第5号）	△	

- (注) 1 証明書類は提出日から起算して発行後3か月以内のものとする。
2 提出書類は返却しません。
3 納税義務のない団体については、①、②、⑤、⑨及び事業報告書を提出するものとする。
4 ⑦の確定申告書は、收受印が押印されたものとする。なお、e-Taxにより申告した場合は、申告書送信票の写しを提出するものとする。
5 ⑩の委任状兼使用印鑑届は、代理人を置く場合のみ提出するものとする。
契約後の手続き書類等（契約書を含む）にすべて本社代表社印を押印する場合は、この様式は不要です。しかし本社代表印の代わりに支店印を使用する場合は、必要になります。
6 ②は、グループ毎に封筒を作成し、別紙を参照の上、提出するものとする。
他は応募者ごとに1部提出で可。

添付する納税証明書等一覧

法人用

証明書の種類	法人税 ※1	消費税及び 地方消費税 ※1	法人事業税	法人県民税	法人市民税
証明書交付機関	国 税務署	国 税務署	埼玉県 県税事務所	埼玉県 県税事務所	和光市 収納課
和光市内に本店、 支店又は営業所 を有する者	○	○	○	○	○
和光市外で埼玉 県内に本店、支店 又は営業所を有 する者	○	○	○	○	
埼玉県内に本店、 支店（営業所）を 有しない業者	○	○			

個人用

証明書の種類	申告所得税 ※2	消費税及び 地方消費税 ※2	個人事業税	市町村民税	営業証明書
証明書交付機関	国 税務署	国 税務署	埼玉県 県税事務所	和光市 収納課	和光市 課税課
<u>和光市在住</u> で和光 市内に事業所を有 する者	○	○	○	○	○
<u>和光市外在住</u> で和 光市内に事業所を 有する者	○	○	○		○

※1 税務署で発行する納税証明書「その3の3」を提出してください。

※2 税務署で発行する納税証明書「その3の2」を提出してください。

(注) 1 納税証明書は、申請日から起算して発行後3ヶ月以内のものとする。

2 各納税証明書はそれぞれ直近1ヵ年分を提出してください。

3 提出すべき納税証明書は滞納がないことの証明書（未納証明書）に替
えることができる。

(5) 応募資格の確認等

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とします。本市担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、応募した者の負担において説明をしていただきます。

(6) 価格提案書（様式第2号）に記載する金額

グループごとに、全ての物件の消費税を含まない年額の合計提案額を「提案価格（年額）」欄に記載してください。

土地の賃貸借契約については、提案額をそのまま賃貸借契約額とします。建物の賃貸借契約については、提案額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借契約額とします。都市公園については、条例で定める占用料に電気料金相当の管理費を加えた額を最低価格とし、これを上回る提案額を記載してください。なお、協定書においては、提案額から占用料を除いた額を「自動販売機設置管理料」として取り扱います。

(7) 価格提案書（様式第2号別紙）に記載する金額

物件番号ごとに、消費税を含まない年額の提案額を記載してください。

物件番号ごとの内訳金額は、資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の物件番号ごとに定める最低貸付料等を下回らない価格としてください。なお、この内訳金額は契約書等を作成する際の基礎となる金額として使用します。

(8) 代理人を置く場合

営業所等の代表者が代理人として申込みする場合は、様式第5号「委任状兼使用印鑑届」を提出してください。

6 応募参加の辞退について

参加申込書提出後、都合により応募を辞退される場合は、応募参加辞退届（様式第6号）を提出して下さい。なお、辞退された場合にも、既に提出された書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

7 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

ア 資格審査実施 参加申込書により参加資格審査を実施します。

イ 価格提案書（様式第2号）に記載された提案価格（年額）の最も高い者を設置予定事業者とします。ただし、資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」に記載された本市の定める最低貸付料等以上の額であることを条件とします。

ウ 金額の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定します。

(2) 設置予定事業者の数

設置予定事業者は、グループ毎に1者とします。

(3) 価格提案書の開封について

ア 日時 令和8年1月28日（水）午後2時から

イ 場所 和光市役所 5階 502会議室

ウ 立会い 立会いを希望する場合は、令和8年1月27日（火）15時までに、立会申請書をE-mailで「12問い合わせ先」宛に提出してください。件名は「(〇〇〇〇※応募者名)自動販売機設置の価格提案書開封立会い」としてください。立会は1応募者につき1名までとします。申請書送付後は、着信確認のため必ず電話連絡をしてください。

(4) 選定結果の通知

令和8年1月30日（金）までに、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれE-mail及び書面により通知します。

(5) 設置予定事業者決定の例外

金額の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とします（本市の定める最低賃付料等以上の額の者）。

(6) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項を和光市ホームページに掲載します。

ア 公募自動販売機数

イ 公募参加者数

ウ 設置予定業者決定日

エ 各設置予定業者名

8 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 不正行為による応募

イ 価格提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱、又は不明確なとき

ウ 価格提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの

エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出書類は、提出期限後に、書き換え、差し換え又は撤回をすることはできない。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるとときは、選定時期を延期し、又は取りやめがある。

9 契約及び協定の締結、及び設置施設の管理許可に係る事項

(1) A グループ、B グループ、C グループについて

令和8年2月20日（金）までに、市と「市有財産賃貸借契約書」により契約を締結するものとします。

(2) D グループについて

設置条件を定める協定書を令和8年2月20日（金）までに締結のうえ、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び和光市立公園条例（昭和44年条例第16号）に基づく設置許可を受けていただきます。公園施設設置許可申請書は、令和8年2月27日（金）までに公園みどり課に申請してください。

(3) 契約保証金について

契約保証金は免除とします。

10 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は設置予定事業者としての決定を取り消すものとします。

- ア 令和8年2月20日（金）までに、設置予定事業者が契約又は協定書を締結しないとき
- イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
- ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき

(2) 上記(1)により、設置予定事業者の決定を取り消したときは、次点の者と随意契約交渉を行います（提案額が本市の定める最低貸付料等以上である者）。

11 その他

(1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令の定めるところによる。

(2) 本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(3) 申込書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消及び普

通財産賃貸借契約の解除を行うことがある。

1 2 問い合わせ先

〒351-0192 和光市広沢1番5号

和光市企画部資産戦略課維持管理担当

T E L : 048-424-9083 (直通)

F A X : 048-464-8822

E-mail : b0100@city.wako.lg.jp

別紙

《表紙》

価格提案書在中

件 名	自動販売機設置事業者募集		
物 件 番 号		A グループ	
該当グループに		B グループ	
○印を付けて下さい		C グループ	
		D グループ	
応 募 者 名 (法人名、事業所名又は個人名)			

- (注) 1 グループ毎に封筒を作成して下さい。上記内容を記入のうえ、封筒の表面に貼付し、封筒の中に価格提案書（様式第2号及び様式第2号別紙）を入れて下さい。（4件すべてに参加される場合は、封筒を4通用意して下さい。）
- 2 封筒は、価格提案書を入れた後、のりで封をし、継目部分に3箇所割印を押してください。
- 3 物件番号の○印及び応募者名（法人名、事業所名又は個人名）をボールペン等で必ず記入して下さい。
- 4 封筒は、原則として長形3号で作成して下さい。

《裏面の封印例》

